

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

本県では、1月22日に宮崎市で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、懸命の防疫対策にもかかわらず、県内各地で感染事例が相次いでいる。

養鶏農家等においては、鶏や卵の処分や移動制限によって、その経営に大きな打撃を被っているが、特に口蹄疫が発生した児湯地区においては、口蹄疫からの再生・復興がようやくスタートしたばかりであり、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生は、地域や県民生活に計り知れない影響を与えることが懸念される。

また、県や市町村にあっては、口蹄疫対策や新燃岳噴火対策とも相まって、厳しい財政状況の中、財源の確保に苦慮している状況である。

よって、国においては、本県養鶏農家等の経営安定と県民生活の安全性の確保を図るとともに、県や市町村の財政状況を配慮し、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 鶏の処分を行った農家や移動制限等により影響を受けた農家等に対し、早急に十分な支援を行うこと。
- 2 県や市町村の防疫対策経費等について、特別交付税の重点的な配分など、十分な財政支援を行うこと。
- 3 風評被害の防止対策を講じるとともに、影響を受けている商工業などに対しても、適切な措置を講じること。
- 4 野鳥を捕獲しての調査など徹底した疫学調査によって、ウイルス侵入経路を早急に解明し、有効な感染防止対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	海江田万里様
環境大臣	松本龍様